

平成27年度 北海道の人事行政運営状況

北海道の人事行政の運営状況について

1 任用

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成27年		
一般行政部門	議会	70	69	△1	
	総務企画	2,213	2,214	1	採用・退職による新陳代謝
	税務	731	715	△16	採用・退職による新陳代謝
	民生	1,117	1,120	3	採用・退職による新陳代謝
	衛生	1,807	1,807	0	
	労働	381	372	△9	採用・退職による新陳代謝
	農林水産	3,806	3,788	△18	採用・退職による新陳代謝
	商工土木	439	441	2	採用・退職による新陳代謝
	小計	12,888 (580)	12,841 (653)	△47 (73)	
特部別門行政	教育	46,884	46,570	△314	学級数の減に伴う教員等の減少
	警察	11,883	11,921	38	
	小計	58,767 (207)	58,491 (269)	△276 (62)	
公会営計企業門等	病院	835	840	5	採用・退職による新陳代謝
	下水道	9	7	△2	採用・退職による新陳代謝
	その他	88	90	2	採用・退職による新陳代謝
	小計	932 (25)	937 (11)	5 (△14)	
合計		72,587 (812)	72,269 (933)	△318 (121)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(2) 職員数適正化の数値目標及び進捗状況

① 職員数適正化の数値目標

知事部局では、平成17年度から平成27年度までに、職員数の35%を削減することを目標とした「職員数適正化計画」に基づき、職員数の適正化を推進しています。

② 「職員数適正化計画」の基本的な考え方

厳しい行財政環境のもと、職員数の削減目標を着実に達成するため、次の3つの基本的な考え方に基づいて、職員数の適正化を進めています。

ア 新規採用の抑制と早期退職の促進

新規採用については、計画期間中、道民の生命・安全に著しい支障を及ぼすおそれのある職種や法令により配置が義務付けられている職種以外の新規採用の抑制の徹底を図る。

また、早期退職については、組織の活性化や公務能率の増進に資する観点から、定年前の早期勧奨退職制度の活用を図り、促進していく。

イ 「道組織の見直し方針」との一体的な推進

「道組織の見直し方針（平成21年3月策定）」においては、道を取り巻く状況・課題を踏まえ、今後の道組織のあるべき姿や見直しの方向性を示し、道が直接担うべきコア業務について、「政策展開」と「行政改革」の両方の視点から見直しを行うこととしており、見直し方針との整合性を図りながら、職員数の適正化を着実に推進する。

ウ 「新・北海道職員人材育成推進計画」の着実な実施

「新・北海道職員人材育成推進計画（平成21年3月策定）」に沿った人材育成方策を着実に実施することにより、職員一人ひとりの資質・能力の向上を図り、スリムでスピーディーな「コンパクト道庁」の構築を円滑に推進する。

③ 「職員数適正化計画」の進捗状況

「職員数適正化計画」の推進に当たっては、(2)②の手法に基づく見直しを実施するとともに、新たな行政需要に対応するため、スクラップ・アンド・ビルドの原則に立ち、組織機構改正等を実施した結果、平成17年度から平成27年度にかけて、知事部局において、5,926名の職員削減を実施したところです。

(単位：人)

区分 対象部局		計画の起点 H17.4.1 現在員数	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1 (目標年)
		知事部局	職員数	19,489	15,008	14,658	14,158	13,862	13,604
	削減数		1,404	350	500	296	258	41	
	累計 (進捗率)		4,481 (65.0%)	4,831 (70.1%)	5,331 (77.4%)	5,627 (81.7%)	5,885 (85.4%)	5,926 (86.0%)	

(注) 計画の対象は知事部局職員(本庁各部(局)、部出先機関、(総合)振興局)のみであることから、職員数は前記1(1)表の職員数合計とは一致しません。

(3) 職員の採用及び退職等の状況(平成27年度)

【知事部局等】

(単位：人)

区分 職種	採用	離職							合計
		退職				免職			
		定年	勸奨	死亡	自己都合・その他	分限	懲戒	失職	
一般行政職	350	343	312	10	167	0	0	0	832
医療職	139	48	19	2	94	0	0	0	163
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 (構成比)	489	391 (39.3)	331 (33.3)	12 (1.2)	261 (26.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	995

【教育委員会】

区分 職種	採用	離職							合計
		退職				免職			
		定年	勸奨	死亡	自己都合・その他	分限	懲戒	失職	
一般行政職	193	132	28	5	76	1	2	0	244
医療職	5	6	0	0	11	0	0	0	17
技能労務職	0	26	1	1	1	0	0	0	29
教育職	1,642	1,011	202	34	1,205	0	6	0	2,458
合計 (構成比)	1,840	1,175 (42.8)	231 (8.4)	40 (1.5)	1,293 (47.0)	1 (0.0)	8 (0.3)	0 (0.0)	2,748

【警察本部】

区分 職種	採用	離職							合計
		退職				免職			
		定年	勸奨	死亡	自己都合・その他	分限	懲戒	失職	
一般行政職	63	27	7	0	28	0	0	0	62
医療職	0	0	0	0	0	0	0	0	1
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察職	561	252	38	7	228	0	3	0	528
合計 (構成比)	624	279 (47.3)	45 (7.6)	7 (1.2)	256 (43.4)	0 (0.0)	3 (0.5)	0 (0.0)	590

- (注) 1 「一般行政職」欄には、他に区分されない職種を含めています。
 2 知事部局等に、教育委員会、道警本部以外の各種委員会分を含めています。
 3 再任用職員を含みません。

(4) 障害者の雇用状況

(各年6月1日現在)

区 分	平成26年度					平成27年度				
	①対象職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	⑤法定雇用率	①対象職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	⑤法定雇用率
知事部局	13,272.5人	342.5人	2.58%	0人	2.3%	13,059人	337.5人	2.58%	0人	2.3%
企業局	88人	2人	2.27%	0人	2.3%	89人	2人	2.25%	0人	2.3%
道議会事務局	70.5人	0人	0.00%	2人	2.3%	69.0人	2人	2.90%	0人	2.3%
監査委員事務局	51.5人	1人	1.94%	0人	2.3%	49.5人	1人	2.02%	0人	2.3%
警察本部	1410.5人	29人	2.06%	3人	2.3%	1,412.5人	31人	2.19%	1人	2.3%
教育委員会	31,280人	568人	1.82%	120人	2.2%	30,453人	618人	2.03%	51人	2.2%

注) 1 ①欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数です。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員（週所定労働時間20時間以上30時間未満）以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしています。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の「対象職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の「障害者数」を減じて得た数であり、④欄の「不足数」が0となることをもって法定雇用率達成となります。

したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合は法定雇用率達成となります。

2 給与

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 25年度の人件費率
26年度	27.1.1 5,408,756人	千円 2,390,878,156	千円 2,884,865	千円 638,248,727	% 26.7	% 25.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
27年度	70,785人 (1,294人)	千円 294,914,132 (2,113,547)	千円 62,322,412 (190,953)	千円 114,180,088 (422,990)	千円 471,416,632 (2,727,490)	千円 6,659 (2,108)

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は補正後の予算に計上された額です。

3 ()内は、再任用短時間勤務職員で、外書きです。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区分	北 海 道			国		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均俸給月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	331,531円	375,822円	45.4歳	334,283円	408,996円	43.5歳
教育職(中・小)	361,351円	392,838円	43.2歳			
教育職(高校)	372,323円	403,166円	44.5歳			
警 察 職	307,261円	349,683円	38.5歳	317,165円	369,393円	41.2歳

(注) 1 平均給与月額は、給料の月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当、へき地手当、寒冷地手当（年額の1/12）の合計額です。

2 教育職(中・小)及び教育職(高校)については、国に対応する給料表がありません。

3 道においては、給料月額の2%~8%、管理職手当の8%~10%の独自縮減を実施しており、上記月額は縮減後の額です。

(4) ラスパイレス指数の状況（平成27年4月1日）

北海道職員の一般行政職の給与水準は、国家公務員を100としたラスパイレス指数でみると、都道府県の平均99.7に対して95.8となっています。

(5) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日）

区 分		北海道	国
		決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	174,200 円 (170,716 円)	174,200 円
	高校卒	142,100 円 (139,258 円)	142,100 円
教育職 (中・小)	大学卒	195,100 円 (191,198 円)	/
	高校卒	150,900 円 (147,882 円)	
教育職 (高 校)	大学卒	195,100 円 (191,198 円)	
	高校卒	150,900 円 (147,882 円)	
警 察 職	大学卒	194,600 円 (190,708 円)	202,300 円
	高校卒	163,800 円 (160,524 円)	163,800 円

(注) ()内は、給料月額の独自縮減後の額です。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	248,575 円	304,270 円	350,718 円
	高校卒	207,126 円	258,547 円	299,995 円
教育職(中・小)	大学卒	297,218 円	356,238 円	386,579 円
教育職(高 校)	大学卒	294,661 円	356,957 円	392,136 円
警 察 職	大学卒	270,520 円	333,033 円	370,621 円
	高校卒	242,478 円	291,223 円	338,938 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合における採用後の年数をいうものです。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
標準的な 職務内容		主事 技師	主事 技師	主任	本庁の主査 (総合)振興 局の係長	本庁の主幹 (総合)振興 局の課長 (総合)振興 局の出張所長	本庁の主幹 (総合)振興 局の課長
職 員 数		1,238 人	917 人	1,776 人	7,268 人	1,523 人	1,718 人
構 成 比		8.1 %	6.0 %	11.7 %	47.7 %	10.0 %	11.3 %
参 考	1 年 前 の 構 成 比	6.7 %	5.4 %	13.0 %	46.7 %	11.8 %	11.3 %
	5 年 前 の 構 成 比	3.1 %	5.4 %	20.5 %	38.3 %	17.4 %	10.5 %

区 分		7 級	8 級	9 級	10 級	計
標準的な職務内容		本庁の課長(総合振興局の部長)振興局の室(次)長	本庁の課長(総合振興局の部長)	本庁の部次長(総合振興局長)	本庁の部長	
職員数		277 人	313 人	178 人	13 人	15,221 人
構成比		1.8 %	2.1 %	1.2 %	0.1 %	100 %
参 考	1 年 前 の 構 成 比	2.2 %	1.7 %	1.1 %	0.1 %	100 %
	5 年 前 の 構 成 比	2.1 %	1.7 %	0.9 %	0.1 %	100 %

- (注) 1 北海道職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

- (8) 昇給の状況(平成27年1月1日～)
昇給は、勤務実績に基づき昇給区分を決定している。

区分		極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
本庁課長級以上	高齢層職員	2号俸	1号俸	昇給しない		
	上記以外	8号俸	6号俸	3号俸	2号俸	昇給しない
一般職員	高齢層職員	2号俸	1号俸	昇給しない		
	上記以外	8号俸	6号俸	4号俸	2号俸	昇給しない

※高齢層職員とは、4月1日現在で55歳を超えて在職する職員をいう。

(9) 職員手当の状況

区分	北海道	国								
期末手当	(27年度支給割合)				(27年度支給割合)					
勤勉手当	期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当			
	一般職員	特定幹部	一般職員	特定幹部	一般職員	特定幹部	一般職員	特定幹部		
	6月期	1.225月分 (0.65)月分	1.025月分 (0.55)月分	0.75月分 (0.35)月分	0.95月分 (0.45)月分	6月期	1.225月分 (0.65)月分	1.025月分 (0.55)月分	0.75月分 (0.35)月分	0.95月分 (0.45)月分
	12月期	1.375月分 (0.8)月分	1.175月分 (0.7)月分	0.75月分 (0.35)月分	0.95月分 (0.45)月分	12月期	1.375月分 (0.8)月分	1.175月分 (0.7)月分	0.85月分 (0.40)月分	1.05月分 (0.50)月分
計	2.60月分 (1.45)月分	2.2月分 (1.25)月分	1.5月分 (0.70)月分	1.9月分 (0.90)月分	計	2.60月分 (1.45)月分	2.2月分 (1.25)月分	1.60月分 (0.75)月分	1.90月分 (0.95)月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%					
退職手当	(27年4月1日現在) (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.70月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職(2～30%加算) 退職時特別昇給 なし				(27年4月1日現在) (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職(2～45%加算) 退職時特別昇給 なし					

(注) 期末手当、勤勉手当の項中の()内は、再任用職員に係る支給割合です。

地域手当	支給対象地域	札幌市	東京都特別区	大阪府大阪市	愛知県名古屋市	医師
(平成27年 4月1日 現在)	支給率	3%	18%	15%	13%	15%
	支給対象職員数	21,411人	55人	2人	3人	157人
	国の制度(支給率)	3%	18%	15%	13%	15%

特殊勤務手当	区分	全職種
(平成27年 4月支給 実績)	職員全体に占める手当支給職員の割合	36.3%
	支給職員1人当たり平均支給月額	15,100円
	手当の種類(手当数)	45種類
	代表的な手当の名称	医学研究調査手当、税務手当、職業訓練手当、 社会福祉業務手当、教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当、作業手当、夜間特殊業務手当

時 間 外 勤 務 手 当	支 給 実 績 (平 成 2 6 年 度 決 算)	7, 7 9 9, 3 6 6 千円
	職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (平 成 2 6 年 度 決 算)	2 9 4 千円
	支 給 実 績 (平 成 2 5 年 度 決 算)	7, 7 5 8, 3 5 5 千円
	職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (平 成 2 5 年 度 決 算)	2 9 3 千円

(平成27年4月1日現在)

区 分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 (月額：配偶者 13,000 円、扶養親族 1 人 6,500 円～ 11,500 円)	同	
住居手当	借家等に居住する職員又は単身赴任している職 員の配偶者等が借家等に居住している場合に支 給。 (月額 27,000 円以内)	同	
通勤手当	通勤のために交通機関を利用、又は交通用具を 使用している職員に支給。 (交通機関：月額 55,000 円以内 交通用具：月額 31,600 円以内)	異	交通用具使用者に係る通勤手当額 について、5km 以上 10km 未満の 区分 【道】 4,600 円 【国】 4,200 円

(10) 給与独自縮減の状況

道では厳しい財政状況にかんがみ、平成11年より独自縮減措置を実施しており、平成26年度以降は次のとおり給与を縮減して支給しています。

項目	縮減の内容		
給料月額	区分		H26～H27
	管理職員	課長相当職以上	▲8%
		主幹相当職	▲7.4%
	一般職員	下記以外の職員	▲2.9%
30歳以下の職員		▲2%	
管理職手当	区分	H26～H27	
	課長相当職以上	管理職手当の支給額を▲10%	
	主幹相当職	管理職手当の支給額を▲8%	

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況（平成27年4月1日現在）

① 1日の勤務時間

一般の職員	教育職員	警察職員
7時間45分	7時間45分	7時間45分

② 職員の一般的な勤務時間

開始時間	終了時間	休憩時間
8時45分	17時30分	12時00分～13時00分

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況（平成27年1月1日～平成27年12月31日）

【知事部局】	総使用日数(a)	全対象職員数(b)	平均使用日数(a)/(b)
	130,298日	11,814人	11.0日
【教育委員会】	総使用日数(a)	全対象職員数(b)	平均使用日数(a)/(b)
	193,490日	14,293人	13.5日
【警察本部】	総使用日数(a)	全対象職員数(b)	平均使用日数(a)/(b)
	102,923日	11,186人	9.2日

(注) 全対象職員数とは、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの全期間に在職した一般職員（教育委員会においては、市町村立学校等に勤務する道費負担の職員を除く）に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総使用日数としています。

(3) 特別休暇等の状況

(平成27年4月1日現在)

	種 類	付与日数
1	公民権行使休暇	必要と認められる期間
2	官公署出頭休暇	必要と認められる期間
3	骨髄移植等休暇	必要と認められる期間
4	ボランティア休暇	5日以内
5	結婚休暇	5日以内
6	妊娠障害休暇	14日以内
7	産前休暇	産前8週間から必要期間
8	産後休暇	産後8週間
9	育児休暇	1日2回合わせて2時間以内
10	生理休暇	1回につき3日以内
11	配偶者出産休暇	3日以内
12	育児参加休暇	5日以内
13	子の看護休暇	5日以内（子が2人の場合は10日以内、3人以上の場合は15日以内）
14	短期介護休暇	5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）
15	忌引休暇	1～7日以内
16	法要祭日休暇	1日以内
17	夏季休暇	7～9月で3日以内
18	リフレッシュ休暇	勤続30年 3日以内 勤続20年 2日以内
19	住居滅失休暇	7日以内
20	災害事故休暇	必要と認められる期間
21	災害時退勤休暇	必要と認められる期間

(4) 介護休暇の取得状況（平成27年度中）

（単位：人）

	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）								
		計	配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄 弟 姉 妹	孫	その他
男性職員	28	28	3	13	9	3	0	0	0	0
女性職員	35	35	1	20	9	2	3	0	0	0
計	63	63	4	33	18	5	3	0	0	0

	休暇の取得形式			
	計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	28	19	9	0
女性職員	35	25	10	0
計	63	44	19	0

	承認期間							
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え	
男性職員	28	17	2	2	0	1	6	
女性職員	35	20	1	3	3	0	8	
計	63	37	3	5	3	1	14	

4 休業

(1) 育児休業等の利用状況（平成27年度）

① 育児休業及び育児のための部分休業並びに育児短時間勤務の取得者数

（単位：人）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成27年度中に新たに育児休業等が取得可能とな った職員 (育児休業等 対象者数)			
				うち育児休 業取得者数	うち部分休 業取得者数	うち育児 短時間勤務 取得者数	
男性職員	31 ----- 6	4 ----- 0	0 ----- 0	1,078	18	0	0
女性職員	601 ----- 827	53 ----- 48	22 ----- 15				
計	632 ----- 833	57 ----- 48	22 ----- 15	1,686	600	8	11

(注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者」、「育児短時間勤務取得者数」欄の上段には平成27年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者、下段には育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）の期間が平成26年度以前から27年度にかけて引き続けている者の数です。

2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者」、「育児短時間勤務」欄の上段の平成27年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者の数には「平成27年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者」と「平成26年度以前に育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）が取得可能となったが、平成27年度に新規に育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者」の両方が含まれますので、「平成27年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」、「うち育児短時間勤務取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではありません。また下回ることもありません。

② 育児休業及び部分休業並びに育児短時間勤務の承認期間（平成27年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間

（単位：人）

	育児休業承認期間						
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え1 年6月以下	1年6月超 え2年以下	2年超え2 年6月以下	2年6月超 え	合計
男性職員	15	13	2	1	0	0	31
女性職員	16	111	126	123	75	150	601
計	31	124	128	124	75	150	632

(イ) 部分休業承認期間

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	4	0	0	0	0	0	4
女性職員	4	4	7	1	1	0	5
計	4	8	7	1	1	0	5

	1日の部分休業取得期間（平均）				
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	合計
男性職員	1	1	0	2	4
女性職員	1	1	5	8	1
計	1	2	6	8	5

(ウ) 育児短時間勤務承認期間

	育児短時間勤務承認期間				合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	2	4	1	1	2
計	2	4	1	1	2

(2) 自己啓発等休業の利用状況（平成27年度）

① 自己啓発等休業の取得者数（単位：人）

	自己啓発等休業 取得者数	大学等 課程の履修	国際貢献 活動
男性職員	0	0	0
	2	1	1
女性職員	4	4	0
	1	0	1
計	4	4	0
	3	1	2

(注) 1 「自己啓発等休業取得者数」、「大学等課程の履修」及び「国際貢献活動」欄の上段には平成27年度中に新たに自己啓発等休業を取得した者、下段には自己啓発休業の期間が平成26年度以前から27年度にかけて引き続いている者の数です。

② 自己啓発等休業の承認期間（平成27年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）
（単位：人）

	自己啓発等休業承認期間			合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	
男性職員	0	0	0	0
女性職員	3	1	0	4
計	3	1	0	4

(3) 配偶者同行休業の利用状況（平成27年度）

① 配偶者同行休業の取得者数（単位：人）

	配偶者同行休業 取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での 勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学 における 修学	その他
男性職員	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
女性職員	1	1	0	0	0
	0	0	0	0	0
計	1	1	0	0	0
	0	0	0	0	0

(注) 1 「配偶者同行休業取得者数」、「外国での勤務」、「事業経営その他個人が業として行う活動」、「外国の大学における修学」及び「その他」欄の上段には平成27年度中に新たに配偶者同行休業を取得した者、下段には配偶者同行休業の期間が平成26年度以前から27年度にかけて引き続いている者の数です。

② 配偶者同行休業の承認期間（平成27年度中に新たに自己啓発休業を取得した職員について）
（単位：人）

	自己啓発休業承認期間			
	1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下	合計
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	1	0	1
計	0	1	0	1

(4) 修学部分休業の利用状況（平成27年度）

① 修学部分休業の取得者数（単位：人）

	修学部分休業 取得者数
男性職員	1
	0
女性職員	1
	0
計	2
	0

(注) 1 「修学部分休業取得者数」の上段には平成27年度中に新たに修学部分休業取得した者、下段には修学部分休業の期間が平成26年度以前から27年度にかけて引き続いている者の数です。

② 修学部分休業の1週間の取得時間（平均）（平成27年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）
（単位：人）

	修学部分休業の1週間の取得時間（平均）				
	5時間以下	5時間を超え 10時間以下	10時間を超え 15時間以下	15時間を超え 20時間以下	合計
男性職員	0	1	0	0	1
女性職員	0	1	0	0	1
計	0	2	0	0	2

(5) 高齢者部分休業の利用状況（平成27年度）

① 修学部分休業の取得者数（単位：人）

	高齢者部分休業 取得者数
男性職員	0 ----- 0
女性職員	0 ----- 0
計	0 ----- 0

(注) 1 「高齢者部分休業取得者数」の上段には平成27年度中に新たに修学部分休業取得した者、下段には高齢者部分休業の期間が平成26年度以前から27年度にかけて引き続いている者の数です。

② 高齢者部分休業の1週間の取得時間（平均）（平成27年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）
（単位：人）

	修学部分休業の1週間の取得時間（平均）				合 計
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間以下 20時間以下	
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

5 分限及び懲戒（平成27年度）

(1) 分限処分事由別分限処分者数

（単位：人）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 （法第28条第1項第1号）	0	1	0	0	1
心身の故障の場合 （法第28条第1項第2号、第2項第1号）	0	0	1,106	0	1,106
職に必要な適格性を欠く場合 （法第28条第1項第3号）	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 （法第28条第1項第4号）	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 （法第28条第2項第2号）	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合 （法第27条第2項）	0	0	0	0	0
合 計	0	1	1,106	0	1,107
法第28条第4項により失職した者					0

(注) 1 法とは地方公務員法をいいます。

2 対象職員は、一般職に属するすべての職員です。

3 分限処分者数

ア 条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準ずる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者としています。

イ 平成27年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしています。

ウ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしています。

エ 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数です。

(2) 懲戒事由別懲戒処分者数

（単位：人）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 （法第29条第1項第1号）	1	5	6	3	15
職務上の義務違反又は怠慢 （法第29条第1項第2号）	12	7	1	0	20
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 （法第29条第1項第3号）	74	47	11	8	140
合 計	87	59	18	11	175

6 服務規律の遵守に関する取組（平成27年度）

任命権者	取組	その内容	周知方法等
全任命権者	公務員倫理	倫理条例等の周知徹底及び倫理感の保持かん養等	職員向け情報サイトを通じた情報提供 公務員倫理研修の実施等
全任命権者	綱紀保持等	綱紀の厳正な保持の周知徹底	通達の施行等

7 研修の実施状況（平成27年度）

ア 知事部局等

研修区分	任命権者	研修名等	修了者数等
自己啓発	知事部局、企業局、議会議務局、選挙管理委員会議務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、連合会区漁業調整委員会議務局、教育委員会（学校職員以外の職員）	自主研究グループ 通信教育	21グループ 15人
職場研修	知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会議務局、労働委員会議務局	公務員倫理研修 道政課題等研修 等	2,196回
職場外研修	知事部局、企業局、議会議務局、選挙管理委員会議務局、監査委員事務局、人事委員会議務局、連合会区漁業調整委員会議務局、教育委員会（学校職員以外の職員）	階層別研修 （新採用職員研修Ⅰ 等）	2,284人
		能力開発研修 （コミュニケーション力向上研修 政策科学研修 等）	1,087人
		各部研修 （新任税務職員研修 等）	575人
		委託研修（自治大学校 等）	52人
	監査委員事務局	自治体監査職員事務講習会 等	11人
	労働委員会議務局	専門研修 等	7人

イ 教育委員会

研修区分		研修名等	修了者数等
職場研修	学校職員以外の職員、学校職員	公務員倫理研修、教育行政課題研修 等	279回
職場外研修	学校職員	基本研修 （初任者研修、10年経験者研修 等）	3,026人
		専門研修 （教育課程研究協議会、生徒指導研究協議会 等）	8,828人
		課題研修 （学校経営研修講座 等）	83人
		派遣研修 （教員長期研修派遣（大学院研修派遣） 等）	54人
		行政職員研修 （新採用事務職員研修、新任事務長研修 等）	446人
	学校職員以外の職員	新任指導主事研修、新任社会教育主事研修 等	53人

ウ 警察本部

研修区分		研修名等	修了者数等
自己啓発		通信教育講座の紹介（パンフレットを全所属に配布） 教育図書のおすすめ、紹介（全所属に配布）	全所属配布
職場研修		教養セミナー（若手の適切な指導 等）	5回
職場外研修		採用時教養研修 （初任科研修 等）	950人
		各級昇任時教養研修 （警部補任用科（管区担当）研修 等）	579人
		部門別任用時教養研修 （生活安全任用科研修 等）	180人
		専科教養研修 （各部門別に実施）	1,075人
		委託教養研修 （警察緊急自動車課程交通取締用自動車等運転技能訓練（二輪） 等）	45人
		その他研修 （警視昇任時研修 等）	318人

8 勤務成績の評定の概要

人事評価については、各任命権者ごとに実施しておりますが、代表として知事部局の概要を掲載します。

平成27年度人事評価の実施概要

第1 目的

人事評価は、職員の勤務の実績、執務に関連して見られた職員の能力、適性等を記録し、これを職員の指導監督の指針及び人事異動その他人事上の基礎資料とすることにより、職員の能力の育成、適正配置など、公正かつ合理的な人事管理と公務能率の向上を図ることを目的としています。

第2 対象職員

人事評価は、次に掲げる職員以外の職員（北海道に復帰することを前提とした退職派遣者を含む。）を対象として実施しました。

- (1) 本庁部長及び同相当職
- (2) 非常勤又は臨時的任用職員
- (3) 前各号のほか、別に要領で定める職員

第3 評価の方法

管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）を対象とする人事評価は「人事評価記録」により、その他の職員を対象とする人事評価は「人材育成等個人記録」により行いました。

また、診療所長、サハリン事務所長、専門参事については、「人事評価記録」により行いました。

第4 評価者等

評価者等の基準は、別表のとおりとしました。ただし、これによりがたい場合には、これと異なる管理職員を評価者等とすることができることとしました。

第5 基準日及び期間

- 1 平成27年10月1日を基準日として前1年間について作成しました。
- 2 前項に定めるもののほか、特に必要と認める場合、総務部長の通知するところにより、人事評価を行うことができることとしました。

第6 職員に対する指導

管理職員は、評価の結果に基づいて、部下職員に対し、常に適切な指導、助言等を行わなければならないこととしました。

第7 評価結果の公開等

作成後の「人事評価記録」及び「人材育成等個人記録」は、公開しないものとし、その取扱いには、特に慎重を期するものとしました。

第8 評定結果の活用

評定結果については、昇任・昇格、配置転換及び人材育成に活用しました。

第9 評定者訓練の実施状況

新任主幹級職員に対し、「人事評価者研修」を実施しました。また、各所属において、人材育成等個人記録の調整者（本庁課長級職員等）を指導者として、「人事評価研修」（年1回必須。対象者は各所属主幹級等の評価者）を実施しました。

（別表）

「人事評価記録」評定者

対 象 者	第一評定者	第二評定者	最終確認者
本庁部次長等 本庁課長、参事等 本庁主幹、主任技師等 （総合）振興局副局長 （総合）振興局部長 （総合）振興局課長等 出先機関の長等（特に困難な出先の長級以上） 出先機関の次長、部長、副所長等（本庁課室長級以上） 出先機関の課長、出張所長等（総括普及指導員級以下）	部長等 部次長等 課長等 （総合）振興局長 （総合）振興局副局長 （総合）振興局部長等 所管部長等 出先機関の長又は部次長 出先機関の次長、部長等	部長等 部次長等 （総合）振興局長 （総合）振興局副局長 所管部長等 出先機関の長又は部次長	副知事 副知事 部長等 副知事 副知事 （総合）振興局長 副知事 副知事 所管部長等

「人材育成等個人記録」作成者及び調整者

対 象 者	作 成 者	調 整 者
本庁の職員 （総合）振興局の職員 出先機関の職員	本庁主幹 （総合）振興局課長等 出先機関の管理職員	本庁課長等 （総合）振興局部長等 出先機関の長等

9 福祉及び利益の保護（平成26年度）

(1) 職員の福利厚生の実施状況

任命権者	項目	事業名	事業概要
知事部局	職員福利厚生・健康管理等	福利事業	各種福利厚生施設の維持管理
		職員福利厚生事務	健康・法律・退職等の相談業務やライフプランの支援等、職員の福利厚生を促進するための事業
		安全衛生管理事業	快適な職場環境を形成し、職員の健康の保持増進を図るための職場環境測定及び分煙の促進
		職員健康診断事業	全職員を対象とする一般定期健康診断や特定作業従事職員を対象とする特別健康診断等の実施
		職員保健指導事業	職員の健康管理及び心とからだの健康づくりを目的とする健康相談、健康教育、保健指導等の実施
	職員公宅	共済資金住宅年賦金	地方職員共済組合が建設した職員公宅の賃借料及び購入年賦金の支払い
		職員公宅維持管理事業	職員公宅の小破修繕、長寿命化を図る大型改修工事及び法令に基づく各種保守点検等並びに職員公宅の一時的な不足を補うための民間住宅の借り上げ
教育委員会	福利厚生	公立学校教職員等退職準備事業	教職員等の生涯生活設計に関する自助努力を支援することにより、意欲の向上や勤務能率の増進を図る
	健康管理	職員健康診断事業	事務局及び道立学校職員を対象とした定期健康診断や特定作業従事職員を対象とする特別健康診断等を実施し、職員の健康の保持増進を図る
		職員健康管理事業	事務局及び道立学校職員を対象とした職員の健康管理充実のためにメンタルヘルス対策や労働安全衛生管理体制の整備等を図る
警察本部	福利厚生	生涯生活設計事業	職員が在職中はもとより退職後においても豊かで充実した人生を送るため、各世代におけるライフステージに応じた生涯生活設計を確立できるよう、自己啓発等を推進
	健康管理	職員健康診断事業	職員を対象とする一般定期健康診断や特定作業従事職員を対象とする特別健康診断等の実施
		職員保健指導事業	職員の健康管理及び心とからだの健康づくりを目的とする健康相談、健康教育及び保健指導等の実施

(2) 公務災害等の状況

(単位：人)

	区分	平成26年度 認定件数	平成27年度 認定件数	平成26年度 からの増減
知事部局	公務災害	68	72	+4
	通勤災害	25	31	+6
	合計	93	103	+10
教育委員会	公務災害	489	419	△70
	通勤災害	36	33	△3
	合計	525	452	△73
警察本部	公務災害	216	232	+16
	通勤災害	15	15	0
	合計	231	247	+16

平成27年度 人事委員会の業務状況

1 組織及び運営

(1) 委員

職名	氏名	常勤・非常勤の別	就任年月日	任期満了年月日
委員長	楯田 信知	非常勤	平成27年4月1日	平成31年8月28日
委員	大川 哲也	非常勤	平成25年10月29日	平成29年10月28日
委員	大西 有二	非常勤	平成26年10月30日	平成30年10月29日

(2) 委員会開催状況

回	開催年月日	附議案件項目
1	平成27年4月1日	【協議事項】 1 人事委員会委員長選挙について 2 委員長職務代理者の指定について
2	平成27年4月23日	【協議事項】 1 北海道職員等の育児休業等に関する規則等の一部改正について 【報告事項】 1 平成26年度苦情相談の処理状況について 2 平成27年度北海道行政職員採用試験（一般行政A（第1回）等）の申込状況について 3 平成27年職種別民間給与実態調査の概要について
3	平成27年5月15日	【協議事項】 1 北海道行政職員及び公立小中学校事務職員採用試験最終合格決定基準の一部改正について 2 北海道人事委員会が保有する個人情報と開示請求の取扱いについて等の一部改正について
4	平成27年5月27日	【協議事項】 1 平成27年度組織機構改正等に伴う人事委員会規則等の一部改正について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3 北海道職員倫理規則の一部改正案に対する意見について 4 平成26年（不）第3号事案に係る採決について 5 平成26年（措）第2号措置要求事案に係る判定について 6 平成26年（措）第3号措置要求事案に係る判定について 7 人事委員会事務局の主査以上の職にある者の任免について 8 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則について 9 一般職の任期付研究員の採用等に係る承認について
5	平成27年6月10日	【協議事項】 1 公平審査における審理補助員の指名について 2 贈与等報告書及び所得等報告書の審査について 3 北海道職員等の旅費支給規則の一部改正について 【報告事項】 1 平成27年度北海道行政職員採用試験（技術系A区分）の申込状況について
6	平成27年6月17日	【協議事項】 1 地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案に係る意見について 2 地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則について
7	平成27年7月29日	【報告事項】 1 平成27年度北海道行政職員等採用試験（B区分）の申込状況について 2 平成27年度北海道行政職員等採用試験（C区分）の申込状況について 3 平成27年職種別民間給与実態調査の結果について
8	平成27年8月5日	【協議事項】 1 平成27年度北海道行政職員採用試験最終合格者（一般行政A（第1回）等）の決定及び採用候補者名簿の確定について
9	平成27年8月11日	【協議事項】 1 人事委員会事務局の主査以上の職にある者の任免について 2 平成27年度北海道行政職員採用試験最終合格者（警察行政A（第1回））の決定及び採用候補者名簿の確定について 【報告事項】 1 平成27年人事院勧告・報告の概要（ポイント）について
10	平成27年8月19日	【協議事項】 1 平成25年（不）第6号事案に係る採決について 2 平成27年度北海道行政職員採用試験最終合格者（技術系A区分）の決定及び採用候補者名簿の確定並びに採用候補者名簿の統合について 【報告事項】 1 平成27年度北海道行政職員等採用試験（一般行政A（第2回）等）の申込状況について
11	平成27年9月2日	【協議事項】 1 人事委員会委員長の選挙について

12	平成27年9月9日	<p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 北海道職員等の退職手当に関する条例及び北海道職員等の再任用に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について 2 贈与等報告書の審査について
13	平成27年9月25日	<p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について
14	平成27年10月28日	<p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会事務局の主査以上の職にある者の任免について
15	平成27年11月13日	<p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度北海道行政職員採用試験（警察行政A（第2回）等）及び公立小中学校事務職員採用試験（公立小中学校事務A）最終合格者の決定等について
16	平成27年11月18日	<p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年（措）第1号措置要求事案に係る判定について 2 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 3 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部改正について 4 平成27年度給与支払監理の実施について 5 勤務実績に基づく昇給制度の運用に係る取扱いについて <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 へき地学校等及び特部局等の指定見直しについて
17	平成27年11月27日	<p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 北海道職員の退職管理に関する条例案に係る意見について 2 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則等の一部改正について
18	平成27年12月3日	<p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 北海道職員の退職管理に関する規則等の制定について 2 平成27年度北海道行政職員採用試験等に係る最終合格者の決定等について
19	平成27年12月11日	<p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成25年（不）第3号事案に係る採決について 2 贈与等報告書の審査について 3 平成27年度北海道行政職員採用試験に係る最終合格者の決定等について
20	平成27年12月18日	<p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正について 2 平成27年度北海道行政職員採用試験等に係る最終合格者の決定等について 3 組織機構改正に伴う級別職務分類区分について等の一部改正について 4 へき地学校及びその級別の指定等について
21	平成28年1月20日	<p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会事務局の主査以上の職にある者の任免について 2 平成26年（不）第1号に係る採決について
22	平成28年2月24日	<p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政不服審査法の施行に伴う人事委員会規則等の一部改正について 2 平成28年度北海道行政職員等採用試験実施計画について 3 職員の任用の方法及び手続に関する規則施行規程の一部改正について
23	平成28年2月29日	<p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案等に係る意見について 2 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案等に係る意見について 3 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案中第2条及び第3条に係る意見について 4 北海道職員等の分限に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について 5 学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案中第2条及び第5条ないし第7条に係る意見について 6 地方公務員法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案に係る意見について 7 一般職の任期付職員の採用に係る承認について
24	平成28年3月9日	<p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の営利企業等の従事制限に関する規則等の一部改正について 2 北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について 3 贈与等報告書の審査について 4 地方公務員法の改正に伴う職員の任用の方法及び手続に関する規則等の一部改正について 5 北海道行政職員及び公立小中学校事務職員採用試験最終合格決定基準等の一部改正について 6 給与改定に係る人事委員会規則の一部改正等について 7 給与の支払監理に関する規則の一部改正について <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度給与の支払監理の実施結果について

25	平成28年3月16日	【協議事項】 1 職員の営利企業等の従事制限に関する規則等の一部改正について 2 北海道職員等の分限に関する規則の一部改正について 3 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について 4 「休憩時間の一斉付与の特例について」の一部改正について 5 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 6 組織機構改正等に伴う人事委員会規則の一部改正等について 7 特勤勤務手当等に関する規則等の一部改正について 8 地方公務員法改正に伴う人事委員会規則の一部改正について 9 職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部改正について 10 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部改正について
26	平成28年3月25日	【協議事項】 1 人事委員会事務局の主査以上の職にある者の任免について

(3) 事務局

ア 職員数

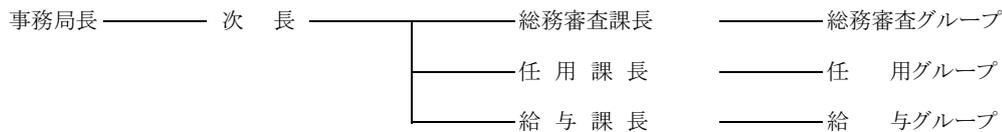
(単位：人)

部次長級 以上	課長級	主幹級	主査級	一般職員	その他職員	計
2	3	3	10	12	2	32

※その他職員～再任用短時間職員

※H27.4.1現在

イ 組織図



ウ 平成27年度予算

(単位：千円)

委員・職員費	一般庶務事務	採用試験等実施事務	給与勸告事務	公平審査等実施事務	労働基準法等施行事務	合計
271,695	9,913	17,495	2,075	1,749	1,004	303,931

(4) 国又は他の地方公共団体との連絡活動

年月日	活動内容(会議名等)	開催地
平成27年4月8日	全国人事委員会連合会役員会	東京都
平成27年4月21日	十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議	大阪府大阪市
平成27年4月27日	東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議	宮城県仙台市
平成27年6月12日	全国人事委員会連合会総会	東京都
平成27年7月13日	十六都道府県人事委員会協議会事務局長会議(7/13～14)	神奈川県横浜市
平成27年8月10日	全国人事委員会連合会役員会	東京都
平成27年8月25日	東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議(8/25～26)	福島県福島市
平成27年8月25日	全国人事委員会事務局長会議	東京都
平成28年2月5日	全国人事委員会連合会役員会	東京都

2 任用関係事務

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格発表日
A区分(5月) 一般行政・教育行政	平成27年5月17日	平成27年6月8日～17日	平成27年7月5日～13日	平成27年8月7日
A区分(5月) 警察行政	平成27年5月17日	平成27年7月14日～17日		平成27年8月14日
A区分(6月) 技術系	平成27年6月28日	平成27年7月22日～25日		平成27年8月21日
A区分(9月) 一般行政・教育行政	平成27年9月6日	平成27年10月4日～7日	平成27年11月16日～19日	平成27年12月16日
A区分(9月) 警察行政・技術系・公立小中学校事務	平成27年9月6日	平成27年10月15日～18日		平成27年11月17日
B区分	平成27年9月27日	平成27年10月26日～11月11日		平成27年12月7日
C区分	(書類選考)	平成27年10月10日～12日	平成27年11月21日～22日	平成27年12月22日
警察官試験(A区分) 第1回	平成27年5月10日	平成27年6月13日～21日		平成27年7月31日
警察官試験(A区分) 第2回	平成27年9月20日	平成27年10月24日～11月1日		平成27年12月4日
警察官試験(B区分) 第1回	平成27年5月10日	平成27年6月13日～21日		平成27年7月31日
警察官試験(B区分) 第2回	平成27年9月20日	平成27年10月24日～11月1日		平成27年12月4日

イ 競争試験の実施状況

(単位：人・%)

種 類	採用予定数	申込者数	受験者数	受験率	第1次合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
A区分(5月) 一般行政・教育行政	255	1994	1804	90.5%	791	345	5.2
A区分(5月) 警察行政	36	217	200	92.2%	100	55	3.6
A区分(6月) 技術系	116	321	246	76.6%	184	131	1.9
A区分(9月) 一般行政・教育行政	60	1026	572	55.8%	265	109	5.2
A区分(9月) 警察行政・技術系・公立小中学校事務	61	448	272	60.7%	146	76	3.6
B区分	200	1140	934	81.9%	541	334	2.8
C区分	108	813	813	100.0%	331	131	6.2
警察官試験(A区分) 第1回	195	1204	1091	90.6%	955	257	4.2
警察官試験(A区分) 第2回	75	776	565	72.8%	461	61	9.3
警察官試験(B区分) 第1回	75	817	741	90.7%	598	136	5.4
警察官試験(B区分) 第2回	195	1469	1206	82.1%	1135	225	5.4

(2) 採用選考の実施状況

(単位：人)

職	部局					計
	知 事	教育委員会	警 察	その他		
部長及びその相当職	0	0	0	0	0	0
次長及びその相当職	0	0	0	0	0	0
課長及びその相当職	0	0	0	0	0	0
上記以外の職	8	7	5	3		23
合 計	8	7	5	3		23

(注) 職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則に基づき、任命権者において採用選考している職を除く。

(3) 昇任選考の実施状況

(単位：人)

職	部局					計
	知 事	教育委員会	警 察	その他		
部長及びその相当職	0	0	0	0	0	0
次長及びその相当職	0	0	0	0	0	0
課長及びその相当職	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

(注) 職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則に基づき、任命権者において昇任選考している職を除く。

平成27年 給与勧告等の概要

平成27年10月2日
北海道人事委員会

〔本年の給与勧告のポイント〕

＜平成27年度改定分＞

- 月例給、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに引上げ
- 医師・歯科医師及び獣医師に対する初任給調整手当の支給限度額の引上げ
- 給与制度の総合的見直しに係る改定
地域手当の支給割合の引上げ、単身赴任手当の支給額の引上げ

＜平成28年度改定分＞

- 給与制度の総合的見直しに係る改定
地域手当の支給割合の引上げ、単身赴任手当の支給額の引上げ

※給与制度の総合的見直し
本年4月から国家公務員に準じて、給料表水準を見直すとともに、地域手当、単身赴任手当等の改定を段階的に実施しているもの

《給与関係》

1 民間給与との比較

- ・ 道内民間事業所の約14,000人の個人別給与を实地調査
- ・ 公務と民間との4月分給与について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢等と同じくする者同士を対比させるラスパイレース方式により比較
- ・ ボーナスについては、昨年8月から本年7月までの民間の支給実績と公務の年間支給月数とを比較

〈給与の較差等〉

〔月例給〕

民間給与 A	職員給与 B	較差 (A - B)
396,281円	減額前 395,697円	584円 (0.15%)
	減額後 381,488円	14,793円 (3.88%)

〔期末・勤勉手当（ボーナス）〕

民間	職員
4.09月分	4.05月

(注)「減額前」は給与の減額措置がないものとした場合であり、「減額後」は当該措置による場合である。

2 平成27年度の改定

月例給及び特別給に係る公民較差等の状況や、人事院勧告の内容等を勘案し、職員の給与について次のとおり改定

(1) 給料表

人事院勧告の内容に準じて引上げ（行政職給料表の場合…初任給を2,500円引上げ、若年層についても同程度の改定。その他の層は1,100円を基本に改定）

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

年間支給月数の引上げ（4.05月→4.10月、0.05月分の引上げは勤勉手当に配分）

〔一般の職員の場合の支給月数〕

区分	6月期	12月期	合計
期末手当	1.225月（現行どおり）	1.375月（現行どおり）	2.60月（現行どおり）
勤勉手当	0.725月 → 0.75月	0.725月 → 0.75月	1.45月 → 1.50月
合計	1.95月 → 1.975月	2.10月 → 2.125月	4.05月 → 4.10月

(3) 初任給調整手当

医師・歯科医師及び獣医師に対する初任給調整手当の支給限度額を引上げ（200円～1,100円）

(4) 給与制度の総合的見直しに係る改定

- ・ 地域手当の支給割合を0.5%～1%引上げ

地域等	現行	改正	H28
東京都特別区	18%	18.5%	20%
大阪市、医師・歯科医師	15%	15.5%	16%
名古屋市	13%	14%	15%

- ・ 単身赴任手当の基礎額を1,600円引上げ（26,000円→27,600円）

(5) 実施時期

平成27年4月1日から実施

◇改定額（改定率）〔行政職（一般）〕

給料	地域手当	単身赴任手当	はね返り分※	計
359円	6円	209円	4円	578円 (0.15%)

※地域手当など給料の月額等を算定基礎としている諸手当の増加分

◇平均給与等〔行政職（一般）〕（給与の減額措置がないものとした場合）

平均年齢	改定前の平均給与月額	改定額	改定後の平均給与月額
44.5歳	392,029円	578円	392,607円

3 平成28年度の改定（給与制度の総合的見直しに係る改定）

- ・ 地域手当の支給割合を0.5%～1.5%引上げ（2(4)に記載のとおり）
- ・ 単身赴任手当の基礎額を2,400円引上げ（27,600円→30,000円）
- ・ 実施時期 平成28年4月1日から実施

《公務運営関係》

1 採用から退職までの視点に立った人事管理

(1) 人材の確保・育成

- ・ 優秀な人材を確保するため、道の仕事内容や魅力を積極的に発信し、インターンシップの充実を図るなど、任命権者と連携した採用広報を強化
- ・ 採用を取り巻く厳しい環境を踏まえ、試験内容や実施方法の分析・評価を行い、より効果的な試験の実施に向けた検討を推進
- ・ 道民ニーズの多様化等に応じていくため、人材育成の基本的方策について、職場外研修の受講機会の拡大等、計画的・継続的な取組を着実に進めていくことが必要

(2) 女性の活躍促進

- ・ 女性職員の管理職等への登用を拡大するためには、利用しやすい「女性職員支援室」の運用等、女性の活躍促進に向けた取組を着実に進めていくことが重要

(3) 再任用職員の能力活用

- ・ 再任用職員の増加に伴い、札幌市及びその近郊では、再任用希望者を配置しきれないなどの事態が懸念されることから、組織の実態等を踏まえた新たな再任用制度を構築することが必要

2 その他の勤務環境に関する課題

(1) 両立支援制度の活用

- ・ 職員の子育て支援行動計画の推進に当たっては、男性職員の意識を切り替えるなどの取組について、職員一人一人の理解が深まるよう周知を徹底することが必要

(2) 時間外勤務の縮減

- ・ 恒常的に長時間の時間外勤務を行っている職員の減少に向けて、これまでの業務の進め方や考え方を改めるなど、ワークライフバランスの推進に関する取組を集中的に実施することが必要

(3) 適切な職員の健康管理

- ・ 長期療養者における精神性疾患を理由とする者の割合は依然として高い水準にあり、引き続き、1次予防（発症予防）を中心に、メンタルヘルス関連対策の充実に努めていくことが必要

(4) 服務規律の確保

- ・ 不祥事等の再発防止に向けて、職場研修等により公務員としての倫理意識の向上に努め、組織全体でなお一層、服務規律の徹底を図ることが必要

(5) フレックスタイム制の検討

- ・ 職員の仕事と育児や介護との両立に資するよう、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、フレックスタイム制の検討を進めることが必要

4 給与の支払監理の実施状況

(1)実施期間

平成27年12月～平成28年3月までの間において、別途給与課長が定める日

(2)実施部局（学校）数

任命権者	認定権者	実施日
知事部局	総務部職員事務課	平成28年1月25日
教育委員会	教職員事務センター	平成28年1月27日
警察	旭川方面本部 旭川東警察署	平成28年2月8日
	千歳警察署 苫小牧警察署	平成28年2月9日

(3)実施結果

ア 単身赴任手当の確認

単身赴任手当が支給されている職員に係わる届出、各種証明書類、認定簿等を精査した結果、適正に認定整理されていることを確認した。

イ 住居手当及び通勤手当

警察においては、上記のほか単身赴任手当に関連する住居手当及び通勤手当に関しても、同様に精査した。その結果、両手当ともに適正に認定、整理されていることを確認した。

ウ その他

監理終了後、各実施対象部局の諸手当認定担当者に対して、認定事務の執務体制等について実態を聴取した。

5 勤務条件についての措置要求

(1)係属状況

	係属件数			処 理 件 数						翌年度への 繰越 (A)-(B)	
	前年度からの 繰越	新 規	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全部容認	一部容認	全部否認		
給 与	15		15						14	14	1
旅 費											
勤務時間											
休 暇	1		1	1						1	
執務環境											
厚生福利											
転 任											
任 用											
その他	1		1						1	1	
計	17		17	1					15	16	1

(2)完結事案一覧表

事案番号	要 求 者	要 求 内 容	完結年月日	判 定
平成23年(措)第1号 の1ないし14	公立学校教職員14名	勤勉手当の回復	平成27年11月18日	棄却
平成26年(措)第2号	知事部局職員	年次有給休暇申請の承認	平成27年5月27日	却下
平成26年(措)第3号	高等学校教員	パワー・ハラスメントの認定等	平成27年5月27日	棄却

(3)完結事案の概要

ア 勤勉手当の回復：平成23年(措)第1号の1ないし14（要求者 公立学校教職員14名）

<要求事項>

勤務時間中にもかかわらず休暇処理等を行わずに職場を離脱して職員団体の会議等に出席したとして、それぞれ文書による嚴重注意の措置を受けたことにより、成績区分を「D区分」とされた各要求者に対する2011年（平成23年）6月期の勤勉手当について、その成績区分を「C区分」以上に修正する措置を採るよう、当局に対して勧告すること。

<判定の要旨>

◇棄却

各校長の承認ないし黙認をもって、各要求者と各校長の間に勤務時間中の職員団体活動の労使合意が成立したと認めることはできない。各要求者の行為の違法性は総じて軽微なものといえるが、職務専念義務違反に該当することには違いなく、文書による嚴重注意の措置に懲戒権の濫用や逸脱はない。

文書による嚴重注意と「服務上の注意・指導」は同じ事実上の措置であり、いずれを行うかについて、職場離脱時間の特定の有無を判断基準とすることは、特段不合理なものとはいえず、均衡を欠くものとは認められない。

文書による嚴重注意の措置によって各要求者が受ける不利益は、懲戒処分の対象者が受ける不利益と質的に異なり、当該措置と懲戒処分を同一視することはできない。

イ 年次有給休暇申請の承認：平成26年(措)第2号（要求者 知事部局職員）

<要求事項>

本人の代わりに妻からの年休申請を認めるよう当局に勧告すること。

<判定の要旨>

◇却下

当委員会からの勧奨により、要求者と所属課長との間で話し合いがもたれ、妻からの年休申請が認められる旨の合意がなされたことで要求者の要求は成就したものと認められる。

ウ パワー・ハラスメントの認定等：平成26年(措)第3号（要求者 高等学校教員）

<要求事項>

- ① 要求者の勤務する高校の校長が要求者に対して行った行為をパワー・ハラスメントと認定し、その排除に必要な措置を執るよう当局に勧告すること。
- ② 本件がパワーハラに該当しないとしても、校長の言動は、人事異動に関する要綱等から逸脱するものであり、当局が校長を指導し、校長が要求者に謝罪するなどの適切な措置を採るよう当局に勧告すること。
- ③ 要求者が校長との関係で安心して働けるよう、校長の不適切な言動を防止し、望ましい職場環境を保持するための対策を講ずるよう、当局に対し勧告すること。

<判定の要旨>

◇棄却

- ① 要求事項①について
要求者の摘示する校長の各言動を総合しても、本来の業務を超えて、継続的に要求者の人格と尊厳を侵害したと認めることはできず、パワー・ハラスメントに該当するということではない。
- ② 要求事項②について
校長が、人事異動要綱に定められている「生活状況の把握」等を行っていたとは認められないものの、人事異動に当たっては、生活状況以外の多岐にわたる事情を踏まえた判断が必要とされることから、そのことをもって、直ちに当局の指導が必要であるとはいえない。
- ③ 要求事項③について
校長の言動がパワー・ハラスメントに該当するとは認められないことから、要求者の主張はその前提を欠く。

6 不利益処分についての審査請求

(1) 係属状況

区分	係属件数			処 理 件 数					翌年度への繰越 (A)-(B)		
	前年度からの繰越	新規申立て	計(A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計(B)	
							処分取消	処分修正			処分承認
分限処分											
降給											
降任											
休職											
分限免職											
懲戒処分											
戒告	1		1								1
減給	2		2						1	1	1
停職											
懲戒免職	4		4			1		1	1	3	1
転任											
その他											
計	7		7			1		1	2	4	3

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	請求者	処 分 の 内 容	完結年月日	判 定
平成25年第(不)第3号	北海道教育委員会	公立学校教員	懲戒免職	平成27年12月11日	処分修正 (停職6月)
平成25年第(不)第6号	北海道知事	知事部局職員	減給3月	平成27年8月19日	処分承認
平成26年第(不)第1号	北海道知事	知事部局職員	懲戒免職	平成28年1月20日	打切り
平成26年第(不)第3号	北海道教育委員会	高等学校教員	懲戒免職	平成27年5月27日	処分承認

(3) 完結事案の概要

ア わいせつ行為：平成25年第(不)第3号（請求者 公立学校教員）

<事案の概要>

同僚男性教諭の自宅において、当該男性教諭及び同僚女性教諭と飲食した際、当該女性教諭に対して、同人が不要である旨の意思表示をしたにもかかわらず、首から腰にかけてマッサージを行い、服の上から胸を触った。
また、同日、当該女性教諭の自宅で、同人に対して再度マッサージを行い、同人からやめるよう注意する発言があったにもかかわらず、同人の服の中に手を入れて下着の上から局部周辺を触るなどした。

<判定の要旨>

◇処分修正（懲戒免職→停職6月）

請求者の行為は、相手方の同意がない場合には強制わいせつ罪の構成要件に該当する可能性が十分に存するものであるところ、当時の状況等に鑑み、請求者において女性教諭の同意があると誤信していたとする主張は採用できない。

しかし、女性教諭の行動が請求者の行為を継続させ、増長させたという側面を否定しきることはできず、他の証拠を総合しても、請求者が一方的かつ峻烈なわいせつ行為をなしたと認めるには足りない。懲戒免職処分は、その発動に十分な慎重さが求められてしかるべきところ、本件は詳細に調査確認することなく懲戒免職処分を選択したものであり、量定において重きに失する。

他方、請求者の行為の存在自体には格別の争いがなく、女性教諭の行為が請求者を増長させた側面が認められるとしても、当該行為自体、深夜に飲酒のうえ、強い拒絶がないことを理由として、反復継続して女性の身体を触るなど、不適切極まりないことは論を俟たない。

イ 正当な理由のない欠勤：平成25年第(不)第6号（請求者 知事部局職員）

<事案の概要>

課内配置換の発令を受けたところ、これを不服として正当な理由なくして配置換先での勤務に就かなかった。

<判定の要旨>

◇処分承認

本件配置換の発令は、請求者が指導・監督している法人から金銭を供与されているという疑惑に関する噂に基づく不当なものであるとする請求者の主張は、これを認めるに足る証拠がなく、採用できない。

欠勤中の期間において、請求者の上司が、勤務を欠いた状態を是正すべく請求者の説得等を行うために自己との面談に応じるよう指示していたことは明らかであって、かかる指示に従うことを勤務ということはできない。

独自の主張に基づき欠勤を続ける請求者に対し、出勤しないなら年次有給休暇を取得するよう上司が説得していた事実が認められ、かかる状況において、請求者の欠勤について事後に年次有給休暇として処理されるべきであると認めることはできない。

請求者の欠勤は、その原因・動機において斟酌すべき点は見つからず、性質、様態、結果等についても重大であり、処分者が減給処分を選択したことに不合理な点はなく、処分者の裁量権の範囲の逸脱、濫用も認められない。

ウ 病欠休暇の不正取得：平成26年第(不)第1号（請求者 知事部局職員）

<事案の概要>

虚偽の申請により病欠休暇を不正に取得することを繰り返し、延べ137日5時間25分について正当な理由なく欠勤した。

<判定の要旨>

◇打ち切り（審査請求継続意思の放棄）

当委員会は、請求者に対して反論書及び証拠の提出を求めたが、請求者は当委員会が設定した期限内にこれらを提出しなかった上に、督促書面を封入した配達証明郵便を受領しなかった。

このため、当委員会は、督促書面を公示の方法により請求者に送付したが、当該督促書面に記載の期限を過ぎてもなお、請求者から反論書及び証拠の提出はなく、その他の連絡も当委員会に一切なされていない。

以上の事実を鑑みると、請求者は、本件審査請求の審査遂行に協力する意思を欠いているといわざるを得ず、本件審査請求を継続する意思を放棄したことは、もはや明白である。

エ 信用失墜行為：平成26年第(不)第3号（請求者 高等学校教員）

<事案の概要>

地下鉄駅構内の上りエスカレーターにおいて、所有するスマートフォンを使用し、前方にいた女性のスカートの下を動画撮影した。

<判定の要旨>

◇処分承認

請求者の行った盗撮行為は、その動機、経過、態様などの点において悪質なものであることは明らかであり、請求者に有利に働く諸情状を最大限考慮した場合であっても、処分者の裁量権の範囲の逸脱または濫用があったとはいえず、判断を覆すに足る証拠はない。

7 労働基準監督機関としての職権の行使

(1)対象事業場

区 分	労基法別表第12号	官公署	計
事業場数	283	236	519

(2)特定機械等の設置及び検査状況（平成27年度末現在）

区 分	ボイラー	第一種圧力容器	ゴンドラ	クレーン	合 計
前年度末設置数 A	710	238	1	3	952
落成検査実施数 B	9	5	0	0	14
変更検査実施数	2	1	0	0	3
使用再開検査実施数	8	0	0	0	8
廃止数 C	22	5	0	0	27
今年度末設置数 A+B-C	697	238	1	3	939

8 公平委員会の事務の受託

団 体 名	受託年月日
北海道市町村職員退職手当組合	昭和37年9月1日
北海道市町村備荒資金組合	昭和37年9月1日
北海道市町村総合事務組合	昭和37年9月1日
苫小牧港管理組合	昭和40年11月1日
石狩湾新港管理組合	昭和53年11月1日